

平成 27 年度災害報告 (3/10 頁)

災害報告は全 29 件ありました。(給付辞退 3 件を含む)

(1) 地区別・学校種別発生数

	小学校	中学校
岐阜	4	4
西濃	4	1 (1)
美濃	5 (2)	0
可茂	2	0
東濃	7 (3)	1 (1)
飛驒	1	0

* () 内は賠償責任事故数

(2) 災害内容の内訳 (計 29 件)

	件数
医院への通院	19
接骨院への通院	0
病院への入院	3
賠償責任事故	7

(3) 被災者の内訳 (計 29 件)

	件数
保護者	14
子ども	4
教職員	2
協力者	2
物損事故	7

(4) 傷害部位別 (計 29 件)

	件数	
手	骨折	3
	創傷	5
足	骨折	1
	創傷	2
	捻挫	2
	靭帯断裂	2
頭	創傷	1
顎	骨折	1
歯	破損	2
腰	打撲	1
熱中症		1
蜂刺され		1
(物損)		(7)

* 捻挫、骨折が大半

手術・入院・通院で 35 日間、通院で 32 日間といった長期の治療事例がありました。

「プール開設」に関する安全対策の確認を！

前号に、プール事故により P T A が賠償責任を負った事例を載せました。夏休みのプールで、子どもが死亡または高度の後遺障害を負うような重篤な災害を負った場合の対策は万全でしょうか？

夏休みのプール開設が、「学校管理下」での実施であれば、監視をしていた P T A 会員に責任が及ぶことはありません。

多くの学校では、学校管理下での実施となっていますが、「P T A による開設」との話も伺っています。重篤な事故発生の場合、P T A にその責任が及ぶことはないか、危惧しています。年度初めに、必ずご確認をお願いします。

「賠償責任補償」について

岐阜県 P T A 連合会が加入している「P T A 賠償責任保険(管理者賠償責任保険)」は、P T A 管理者が被保険者となっています。P T A 活動中の災害といえども、P T A 会員個人や児童生徒の行為に起因する賠償責任は含まれません。P T A 管理者に、法律上の賠償責任が生じた場合に支払われます。

【対象外となった事例】

プールサイドを走っていた子どもが、監視中の P T A 会員にぶつかり、そのはずみで、会員が手にしていた携帯電話がプールに落ち電話機能に不具合が生じた。

この事例は、「児童・生徒の行為に起因する」災害であり、賠償金額の請求はできませんでした。

【対象となった事例】

P T A 環境整備作業で、草刈り機が跳ねた石が 8 m 先に

駐車中の車の後部ガラスに当たり破損した。この事例では、修理費の請求ができました。

補足ですが、作業中にゴーグルを着用したり、駐車中の車の近くの除草作業はしないなど、予め“安全対策”がとられていたかを問われる場合もあります。

災害が起きたら、まず一報を！

P T A 主催・共催事業での活動中に、ケガをされた方があったり、物損事故が発生した場合、所属の学校を通して、上記見舞金給付会事務局へ一報をお願いします。

見舞金給付会の仕組みについては、ホームページで公開し、全ての会員への周知を図っているところですが、災害報告に漏れがありはしないかと危惧しています。

報告者は単位 P T A 会長さんとなっていますが、会長さんはじめ役員の皆様方からも、見舞金給付会の制度について会員にお伝えいただき、申告漏れの無いようお取り計らい願います。

右下の QR コードを携帯端末等で読み取っていただくと、給付手続きなどが閲覧できます。

報告・申請に必要な書類もダウンロードできます。是非一度ご覧ください。



新年度用「手引」の活用を！

『平成 28 年度用 見舞金給付会の手引』(冊子 3 部) を貴所属郡市 P T A 連合会事務局宛に 3 月末にお送りしました。

新年度に入りましたら、お受け取りいただき、ご活用ください。